

原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（処分）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託の処分業務（以下「処分業務」という。）に適用する。

（業務の内容）

第2条 本業務は、新発田市水道局（以下「水道局」という。）の江口浄水場（新発田市江口550番地）で保管又は発生する産業廃棄物（浄水発生汚泥）の最終処分業務又は中間処理業務とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

（業務の履行義務）

第4条 受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、適正に処分業務を履行しなければならない。

（産業廃棄物の性状等）

第5条 処分業務の対象となる産業廃棄物の性状等は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類 浄水発生汚泥
- (2) 含水率 概ね20%から50%
- (3) 放射性物質濃度 100Bq/kg以下
- (4) 1回当たりの数量 概ね30tから50t
- (5) 予定数量 約270t/年

（ただし、浄水場の稼働等の状況により数量の増減がある。）

（業務管理）

第6条 受注者は、処分業務に支障をきたさないように努めるものとする。

（共同グループ構成員の業務管理）

第7条 共同グループ（処分業務・運搬業務）で受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう常に調整を行うこととする。

（関係法令の遵守）

第 8 条 受注者は、処分業務の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

（安全管理）

第 9 条 受注者は、処分業務の履行に当たり労働基準法（昭和 29 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 受注者の処分施設が産業廃棄物を受け入れるに当たり、その経路に所在する地方自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

（数量の確認）

第 10 条 引き渡し数量の確認は、受注者が準備する計量器（計量検定済、最小目盛 10kg）を用いて行うものとし、その計量結果はマニフェストに記載する。

（故障事故報告）

第 11 条 受注者は、処分業務の履行に当たり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合又は生ずるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

（業務実施に当たっての留意事項）

第 12 条 受注者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を得ているものとする。

2 受注者が行う処分方法は、最終処分又は中間処理のいずれか一つを選択するものとし、二つの処分方法の併用は認めない。

3 受注者は、監督官庁等の許可を得た産業廃棄物処理施設を保有（賃貸借を含む。）しているものとする。

4 受注者は、産業廃棄物の処理施設の維持管理について関係法令及び関係法令に基づく許認可の条件を遵守し、産業廃棄物の適正な処分に万全を期さなければならない。

5 受注者は、発注者から受注した第 2 条に規定する業務の全て又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ受注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合はこの限りでない。

6 中間処理業務を選択した受注者は、中間処理の対象とした産業廃棄物の全量が最終処分されたことを明らかにするため、搬出から中間処理を経て最終処分に至る過程を、1 次、2 次の各マニフェストと対照させて、別紙の「管理記録簿」に記録しなければならない。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることがない

場合（2次マニフェストの発行がない場合）は不要とする。

（資格を要する業務）

第13条 受注者は、処分業務を履行するに当たり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

（業務完了報告及び履行の確認）

第14条 受注者は、毎月の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 中間処理業務を選択した受注者は、業務完了報告書に、第12条第6項の「管理記録簿」を添付するものとする。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることがない場合（2次マニフェストの発行がない場合）は不要とする。

3 処分業務の履行の確認は、業務完了報告書及び1次マニフェストD票・E票に基づき行うものとする。

4 中間処理業務を選択した受注者は、発注者から2次マニフェストの写しの提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることがない場合（2次マニフェストの発行が無い場合）は不要とする。

5 受注者は、毎月ごと、処分業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

（疑義等の解決）

第15条 受注者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、決定する。

※契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。